

宇都宮大学教育学部附属学校職員会議規程

制 定	平成13	規程第5号
一部改正	平成19	規程第42号
〃	平成20	規程第86号
〃	平成23	規程第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第15条第2項の規定に基づき、宇都宮大学教育学部附属学校職員会議（以下「職員会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 宇都宮大学教育学部の附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）にそれぞれ職員会議を置く。

(任務)

第3条 職員会議は、当該附属学校の長（以下「校長」という。）の職務の円滑な遂行に資するため、附属学校に関する次の事項について、職員間の意思疎通及び共通理解の促進を図り、職員の意見交換等を行う。

- 一 教育方針に関すること。
- 二 教育目標に関すること。
- 三 教育計画に関すること。
- 四 教育課題への対応方策等に関すること。
- 五 その他校長が必要と認める事項

(組織及び運営)

第4条 職員会議は、校長，副校長（附属幼稚園にあつては副園長とする。以下同じ。），主幹教諭（校内教頭），教諭，養護教諭及び事務職員をもって構成する。

第5条 校長は、必要に応じて職員会議を開催することができる。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 副校長は、校長を補佐し、校長に事故あるときは、その職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 校長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 職員会議に関する庶務は、当該附属学校において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。